

マンスリー・ハイライト 拝啓社長殿 マネジメントのための経営財務情報

第655号 この資料は全部お読みいただいて2分40秒です。

テーマ:のれんの非償却に関する議論



バックナンバー はこちらから **金**

2025 年 7 月 24 日開催の企業会計基準委員会(以下、ASBJ という)において、のれんの非償却の導入及びのれん償却費計上区分の変更に関して、関係者から意見聴取(公聴会)を実施することが決定されました。

経緯

「経済財政運営と改革の基本方針 2024」(2024 年 6 月閣議決定)において「スタートアップの M&A を促進する観点から、のれんの非償却を含めた財務報告の在り方を検討する」との政府方針が示され、2025 年 5 月に規制改革推進会議から、内閣府、経産省及び金融庁において、のれんの会計処理の在り方に関する ASBJ での議論をフォローすることが答申されました。

このような状況において、経済同友会等からのれんの非償却の導入(選択制)及びのれん償却費計 上区分の変更に関する提案が企業会計基準諮問会議に対して行われ、議論が開始されました。

国際的な会計基準におけるのれんの取扱い

IFRS ではのれんは非償却であり、毎年定期的な減損テストが求められています(ただし、中小企業は10年以内の償却が求められ、減損処理の対象となります)。しかし、のれんの減損は従来から「too little, too late」(減損損失の認識のタイミングが遅い、認識額が十分ではない)との指摘があることから、2020年3月に会計処理の改善を検討するためのディスカッション・ペーパー「企業結合ー開示、のれん及び減損」が公表されました。のれんは減耗性の資産か、償却期間や償却パターンを信頼性をもって合理的に見積もることが可能か、といった観点から検討が行われましたが、のれんの非償却を変更するだけの説得力のある証拠が収集されなかったため、2022年11月に議論は打ち切られました。

同様に、米国会計基準でものれんは非償却で毎年の減損テストが求められており(ただし、非公開会社は10年以内の償却が認められ、減損処理の対象となります)、2019年のコメント募集において償却導入の議論が行われましたが、2022年6月に検討の中止が決定されています。

日本基準におけるのれんの取扱い

日本基準ではのれんは 20 年以内のその効果の及ぶ期間にわたって規則的に償却され、減損処理の対象となります。減損の兆候がある場合には、のれんを含む資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローと当該資産グループの帳簿価額が比較され、帳簿価額の方が高いときには減損の測定プロセスに入ります。

日本基準と IFRS との比較

わが国の多数の上場企業が適用している IFRS と比較すると、日本基準ではのれんに償却が求められる点で大きな違いが生じており、これが非償却導入の議論の契機になったと考えられます。しかし、のれんの会計上の取扱いについては他にも違っている部分があり、たとえば、日本基準では減損の兆候がある場合にのみ減損の認識の検討が行われますが、IFRS では減損の兆候の有無にかかわらず減損テストが毎年行われます。また、のれんと一部の例外を除いて基本的には償却の必要がある無形資産との区分は、のれんが非償却である IFRS の方が日本基準より厳格であると言われることもあります。

お見逃しなく!

のれんの取扱いの検討は、償却/非償却の二者択一といった単純な議論ではなく、それ以外の会計上の取扱いも変更する必要がないか、IFRSと同様に複雑な減損テスト及び無形資産とのれんの区分を評価の専門家が実施した場合にかかる適用上のコストをどのように考えるか、など、多面的な検討が必要になると考えられます。